

2023年度事業計画

自/2023年4月1日 至/2024年3月31日

1 総則

2023年度の事業は前年度からの重要事業を継続する。今日、働き方改革、高齢社会の中において、ハウスクリーニング業のみならず、住居生活関連サービス事業の需要が一気に高まってきている。

当協会は、当協会の目的とする公衆衛生の向上と一般住宅の住居内環境衛生の確保を目指して、2012年4月より実施しているハウスクリーニング職種技能検定試験をはじめとする重点事業を継承しつつ、ハウスクリーニング及びインテリアクリーニングに係る知識の普及、技術及び技能の研究を行うと共に、その有能な技能者の育成を行う。

また、会員が共に成長するために、会員の情報交換、交流の機会を設け、あわせて業界の将来展望と協会の今後のあり方の研究を行い、ハウスクリーニング業に携わる人々及び企業の安定的発展と業界の資質及び地位の向上に寄与し、当協会のさらなる発展と安定的運営基盤の確保を図る。

2 重点事項

- ①職業能力開発促進法に基づく国家技能検定制度「ハウスクリーニング職種に係る技能検定試験」を指定試験機関として実施する。
- ②ハウスクリーニング技術研修会を開催する。
この研修会は、多様化するハウスクリーニングに関する技術の習得を図ることを目的に年5回（東京3回、大阪2回）開催する。
- ③ハウスクリーニング科ハウスクリーニング通信訓練コースを実施する。
この訓練は、職業能力開発促進法に基づく通信制による普通職業訓練の短期課程として東京都知事の認定を受け2002年度から実施しているものである。
- ④ハウスクリーニング技能士研修会を実施する。
この研修会は、ハウスクリーニング技能士を対象に開催する。
- ⑤技能士章、技能士在籍認定証を発行する。
- ⑥協会組織の拡大強化及びハウスクリーニング業の社会的地位の向上をはかるため、機関紙の発刊、ホームページの内容の充実をはじめとする対外広報を強化し積極的に行うとともに、必要に応じ全会員に対し業務の参考に資するための緊急情報の提供等広報事業の充実強化を図る。
- ⑦会員の増強対策を継続して実施し、組織の拡大を図り財政基盤を確立する。
- ⑧当協会に功労のあった会員の顕彰を推進する。
- ⑨書籍の販売を実施する。

3 会議等の開催

- ①総会 2023年6月に社員総会を開催するほか、必要に応じて臨時社員総会を開催する。
- ②三役会 必要に応じ開催する。
- ③理事会 定例理事会は、毎年2月と5月に開催する。又は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催する。（決算理事会は、定時社員総会の2週間前に招集）
- ④委員会 総務委員会、教務委員会、総務・教務合同会議、技能検定委員会を必要に応じ開催する。

4 委員会の主たる事業

I 技能検定委員会

(1) ハウスクリーニング職種技能検定試験を実施する。

ハウスクリーニング技能検定（学科試験）

2023年10月の1日間 東京・大阪の2会場

ハウスクリーニング技能検定（実技試験）

2023年11月のいずれかの日 東京・大阪の2会場

II 教務委員会

(1) ハウスクリーニングの技術・技能に関する調査研究を行い、次のとおり技術研修会、通信訓練、技能士研修会を実施する。

①ハウスクリーニング技術研修会（年5回開催）

第1回 2023年4月11日（火） 東京

第2回 2023年6月14日（水） 東京

第3回 2023年6月21日（水） 大阪

第4回 2024年2月 8日（木） 東京

第5回 2024年2月14日（水） 大阪

②ハウスクリーニング科ハウスクリーニング通信訓練コース

2022年6月1日～2023年5月31日

○学科面接指導及び修了時試験

2023年5月のいずれかの日 東京2日間

2023年6月1日～2024年5月31日

○学科面接指導及び修了時試験

2024年5月のいずれかの日 東京2日間

③ハウスクリーニング技能士研修会

2024年1月のいずれかの日 東京1日間

(2) その他委員会の所掌に属する事業の充実、実施について検討する。

III 総務委員会

①機関誌を年2回刊行する。

②必要に応じ全会員に対し業務の参考に資するための緊急情報を提供する。

③会員名簿を総会終了後刊行する。

④ホームページの効率的活用を利用して広報体制を充実する。

⑤会員増強事業を充実し、会員拡大に努め、財政基盤の強化に資する。

⑥関連団体との連絡を密にし、技能検定制度の充実を図る。

⑦各種規程等の整備を促進し、協会の運営に資する。

⑧損保関係の事業に対処し、会員の利便に資する。

⑨セミナー及び視察見学会の実施を検討する。

⑩ハウスクリーニング技能士への情報提供の強化

⑪その他、所掌事項の効果的方策等について検討する。

⑫その他、他の委員会の所掌に属さない事項について対処する。

(以上)